

名古屋大学理学南館大講堂(坂田・平田ホール)等使用者心得

制 定 平成23年 5月20日
改 正 平成27年 4月 1日
改 正 平成29年 4月 1日
改 正 平成29年10月27日
改 正 令和 元年10月 1日
改 正 令和 4年 1月21日
改 正 令和 4年10月21日

1. 使用申請について

名古屋大学に理学南館（以下「南館」という。）における大講堂(坂田・平田ホール)、セミナー室及び会議室（以下「坂田・平田ホール等」という。）の使用を希望する者は、坂田・平田ホール等使用申請書（別紙）を名古屋大学理学部・理学研究科・多元数理科学研究科庶務係（以下「庶務係」という。）に使用する日の1月前までに提出し、その許可を得てください。許可無く坂田・平田ホール等を使用した者については、以後の使用を禁止します。

2. 使用時間について

坂田・平田ホール等の使用時間は、午前8時30分から午後8時までとします。ただし、特別の理由がある場合で大学院理学研究科長が許可したときは、時間外の使用を認めます。

3. 坂田・平田ホール等の使用について

- 1) 南館の建物内は、すべて禁煙となっています。
- 2) 坂田・平田ホール等室内での飲食は原則禁止します。
- 3) はり紙は、壁、扉、窓等に張らず、所定の掲示板を使用してください。
- 4) 坂田・平田ホール等の使用後は、必ず使用前の状態に回復し、後片付け、戸締まり、鍵の返却等を確実に行ってください。

4. 備付け機器等の使用について

- 1) 坂田・平田ホール等に備付けの機器を使用する場合は、その操作方法を熟知した上で、正確に使用してください。
- 2) 坂田・平田ホール等の備品等（以下「備品等」という。）は、むやみに他へ移動させないでください。やむを得ず移動させた場合は、必ず元の場所に戻してください。
- 3) 備品等を滅失、破損又は汚損した場合は、直ちに庶務係に連絡してください。

5. 使用料について

- 1) 坂田・平田ホール等の使用料（以下「使用料」という。）は、1時間を単位として、固定資産貸付料金表に定める短期貸付料に基づき計算します。
- 2) 使用料は、必ず使用日の前日までに名古屋大学理学部・理学研究科・多元数理科学研究科経理係に納入してください。
- 3) 名古屋大学理学南館大講堂(坂田・平田ホール)等使用内規（平成23年5月20日制定）（以下「使用内規」という。）第3条第1号又は第2号により使用する場合の使用料は、水道光熱費等の実費相当分とし、使用者が所属する部局の予算振替により納入するものとします。
- 4) 使用内規第3条第3号のその他の学術団体が理事等を定められていない研究者の集まり

の場合で、管理運営費を負担している部局が共催し、同部局に所属している教員が主体性を持って運営している会合及び行事については、水道光熱費の実費相当分を負担するもの
とします。

5) 使用料単価は別表のとおりとします。

附 則

この使用者心得は、令和4年10月21日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

【使用内規第3条3号及び4号により使用する場合】

使用目的	区 分		計 算 式	使用料
全て	坂田・平田ホール	全ての施設	$42円 \times 414m^2 = 17,388円$	17,388円/時間
	セミナー室		$42円 \times 124m^2 = 5,208円$	5,208円/時間
	会議室		$42円 \times 103m^2 = 4,326円$	4,326円/時間

〔固定資産貸付料金表（令和4年10月1日機構長決定）短期貸付料（光熱水料・消費税込）〕

【使用内規第3条第1号又は第2号により使用する場合、及び使用心得第5（4）により使用する場合】

区 分		計 算 式	使用料
坂田・平田ホール	全ての施設	$3.4円 \times 414m^2 = 1,407円$	1,407円/時間
セミナー室		$3.4円 \times 124m^2 = 421円$	421円/時間
会議室		$3.4円 \times 103m^2 = 350円$	350円/時間

〔固定資産貸付料金表 短期貸付料に係る光熱水料（消費税込）単価を採用〕